

勸告に当たって

令和5年10月4日

岡山県人事委員会
委員長 吉松裕子

本日、知事及び議会に対し、職員の給与等に関する報告及び勸告を行いました。

この給与勸告は、毎年、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に基づき、職員給与を民間給与と均衡（民間準拠）させるために行っているものです。

本年は、本委員会が実施した調査の結果に基づき、本年4月分の職員給与と民間給与を比較したところ、職員給与が民間給与を0.75%下回っていたため、給料表の引上げ改定を行うこととしました。

特別給（ボーナス）については、現行の職員の支給月数が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の支給割合を0.08月分下回っていたため、支給月数を4.50月に引き上げることとしました。

このほか、優秀な人材の確保・育成を始め、仕事と生活の両立支援や時間外勤務等の縮減に向けた取組の重要性などにも言及しております。

給与勸告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として職員に適正な処遇を確保しようとするものであり、職員の士気や組織活力の向上を通じて、効率的で安定的な行政運営に寄与するものです。

知事及び議会におかれましては、人事委員会の給与勸告制度の果たす役割に深い理解をいただき、本勸告等の内容について必要な措置を講じることにより、職員の適正な処遇が確保されるよう要請します。

また、職員の皆様におかれましては、平成30年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症の拡大、高病原性鳥インフルエンザの多発などにより、厳しい勤務環境が長期にわたる状況下、限られた職員数の中で、日々職務に精励されていることに改めて敬意を表します。引き続き、県民の信頼と期待に応えられるよう、強い使命感と高い規範意識を持って県政の推進に邁進していただきたいと思います。

県民の皆様におかれましては、人事委員会勸告制度の意義と役割に深い御理解を賜りたいと存じます。